

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【Uターン促進枠】

奨学金返還支援募集中

奨学金
返済中
の方へ

支援を利用して
山形に帰ってきませんか？



山形県と県内市町村が連携して奨学金の返還を支援します。
県外から申請した市町村に移住して、県内で働くと支援を受けることができます。

募集期間

R7.5.19(月)~10.31(金)

支援金額

県内居住・就業を開始した時点の奨学金の返還残額
最大支援額 60万円

県外居住時に
事業へ応募



山形県内の
市町村にUターン



3年後に
返還支援

支援後も更に2年継続する必要があります

【お問い合わせはこちらまで】
山形県産業労働部産業創造振興課
TEL 023-630-2691
(平日8:30~17:15)

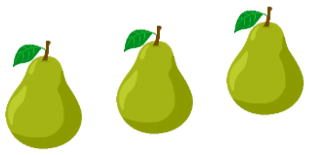
事業HP



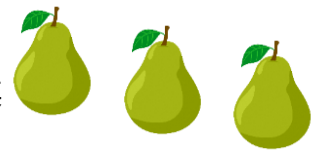
卒業後に住む
予定の市町村
が申請窓口
になります。

申請窓口





令和7年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業 【Uターン促進枠】 概要



1 募集対象者

次の(1)から(6)までの要件全てに該当することを応募資格としています。

(1) 次のA、Bのいずれかに該当する方

- A 山形県内に居住しながら県内の高校等を卒業(※)し、次の種類の学校(大学等)を卒業した方
イ 大学院(修士課程及び博士課程も含む) ロ 大学
ハ 高等専門学校(第4、5学年及び専攻科に限る)
ニ 短期大学 ホ 専修学校専門課程
ヘ 山形県立産業技術短期大学校、同庄内校、山形県立職業能力開発専門学校
(※) 県内の中学校等を卒業し、県外の高校等を卒業した方等を含む

- B 県内に所在する大学等を卒業した方(県外の高校等を卒業した方を含む)

(2) 将来定住を希望する市町村が対象とする奨学金の貸与を受けたことがあり、 申請時点で返還残額がある方 ※対象奨学金は右のQRコードから確認できます。⇒



(3) 令和7年度末において40歳以下の方(誕生日が昭和60年4月2日以降の方)

(4) 大学等卒業後、県外において就業の実績のある方

(5) 申請時点で県外に居住しており、かつ県内で就業していない方(令和7年4月1日から令和7年5月18日までの期間に県内で居住及び就業を開始した場合も対象)

(6) 令和7年4月1日から令和8年10月31日までに山形県内に居住かつ県内で就業し、その後5年以上継続する見込みの方(公務員は指定の職種を除き支援対象外)

2 助成金額

県内に居住・就業開始時点の奨学金の返還残額(千円未満切捨て)とし、60万円を上限とします。

※申請した市町村以外の県内市町村に居住すると助成額が1/2(上限30万円)になります。

3 応募方法

次の書類を募集期間内までに、定住を希望する市町村へ提出してください。

様式等は、山形県や市町村のホームページでダウンロードできます。

- イ 新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【Uターン促進枠】助成候補者認定申請書(様式1)
ロ 県内高校等又は県内中学校等の卒業証明書(写し可)又は卒業証書の写し(県外大学等卒業者のみ)
ハ 大学等の卒業証明書(写し可)又は卒業証書の写し
ニ 住民票の写し(コピー可、マイナンバー記載の無いもので申請日前1か月以内に発行されたもの)
ホ 県外での就業実績が確認できる書類(在職証明書、退職証明書等)
ヘ 奨学金貸与証明書 ト 奨学金返還証明書(申請日前1か月以内に発行されたもの)

4 助成候補者の認定

令和7年9月以降に、申請書を提出した市町村から文書で認定結果を通知します。

5 助成方法

助成候補者に認定された方が、令和8年10月31日までに山形県内に居住かつ県内で通算3年以上就業した場合に助成を行います。

(返還支援後さらに2年間、県内居住・就業を継続する必要があります。)

助成金は、山形県が奨学金の貸与機関に対して繰り上げ返還金として支払います。

ただし、支援時の返還残額が助成金額よりも少ない場合は本人に差額をお支払いします。

詳細は募集要項に記載しています。

応募の際は必ずホームページから内容をご確認ください。

